

入札説明書等に対する質問回答書

入札説明書等に対する質問事項	質問事項に対する回答
＜質問＞ プリンターメーカーによる価格改定があった場合などに、価格改定協議を行うことは可能でしょうか。	＜回答＞ 物品売買契約約款第13条に基づき、天災その他不可抗力により、契約内容が著しく不相当であると認められる場合のみ、契約金額等の変更協議を行います。このため、プリンターメーカーによる価格改定を理由とした、価格改定協議は行いません。